

統合財務報告制度論の基礎

古 庄 修

1. はじめに

従前の財務報告（Financial Reporting）から、その境界が徐々に曖昧になってきたことを象徴する統合報告（Integrated Reporting）への展開に係る最近の議論は、意思決定・有用性アプローチを基礎として方向づけられた財務報告の目的に基づいて、財務諸表と、非財務情報（non-financial information）を含むナラティブな情報を同様に重要であると見做すグローバルな認識の広がりとは無関係ではない。ナラティブな情報は、当初の財務諸表に従属的な補足機能—財務諸表の金額に係る追加的な説明および財務諸表上の結果に係る状況や事象の説明—から、その補完機能—財務諸表に計上されない報告実体と広くその業績に係る財務情報および非財務情報の提供—をさらに拡充して、その制度化を通じて開示領域を拡張している。

本稿は、今後の「統合財務報告制度」の形成を見据えて財務報告の体系化を図るべきと考える筆者の基本構想に基づいて、財務報告手段としてのナラティブな情報の開示領域の拡大を現代の財務報告の変容に関連づけて検討する。すなわち、財務報告の枠組みをどのように設定すべきかについて、財務諸表外情報を含めた財務報告の内包と外延に係る問題—財務報告の範囲と境界をめぐる問題—の所在を明らかにすることを課題とする。特に「統合財務報告制度」の形成において財務諸表がどのように位置づけられるのかをひとつの重要な論点として提起したい。

ここに「統合財務報告制度」とは、財務諸表—注記—附属情報（特にナラティブな情報）が一

体となって財務報告の目的を果たす際に、財務情報のみならず、当該目的に照らして連係・統合しうる企業統治や経営者報酬に係る情報、社会・環境・倫理（SEE）情報等の非財務情報を含めて体系化された、財務諸表を中核とする報告制度を意味する。

また、ナラティブな情報は、一般に「記述的」情報、「叙述的」情報ないし「定性的」情報等と称されるが、ここではナラティブな情報が定量的あるいは財務的な業績測度を含まないとの誤解や矮小化を避けるために、あえて訳さずに「ナラティブ」の用語を用いた¹⁾。したがって、本稿は、ナラティブ報告が定量的情報と定性的情報、あるいは財務諸表において表示されないオフバランス財務情報およびその他の非財務情報を包含する文章形式の報告（注記とは区別される）と定義し、議論を行う。

本稿は、財務報告書と、環境報告書または企業社会責任（CSR）報告書のような非財務報告書の統合の在り方や方法をめぐる議論を直接の検討課題としていない²⁾。

すなわち、いま注目を集め始めた統合報告における議論は、必ずしも明確な定義があるわけではないにも拘らず、別個の開示領域として識別された「財務情報」と「非財務情報」の統合を問題としているように思われる。これに対して、本稿は足許の財務報告の制度的枠組みにおけるナラティブな情報をめぐって提起される問題のなかに、今後、統合報告を目指す際に解決しなければならない基本的な問題がすでに潜在していることに着目している。

財務報告の枠組みにおいて、あくまでも財務諸表を中核として、これを補足し、また補完する公的開示 (public disclosure) の場としてナラティブな情報の意義を認めるならば、財務報告の枠組みをいわばブラック・ボックスとして非財務報告との統合問題に偏重すべきではない。むしろ、ナラティブな情報の開示をめぐって提起される問題については、財務諸表 (注記を含む) との関係を絶えず視野に入れる必要があり、そのうえで財務報告と非財務報告との相互補足・相互補完関係をふまえて、統合の在り方を財務報告の埒外にある財務諸表外情報の問題、すなわち会計の外側にある問題として放置することなく、ナラティブ報告を起点として検討することが求められるであろう。

統合報告への道程は、財務報告と非財務報告が文字通り統合して財務諸表は存在しなくなると意味ではないと解される以上、ラディカルなパラダイム・シフトを意味するよりも漸進的な制度化の歩みであると捉えられる。

本稿はこれを財務報告制度の延長線上の展開として捉え、財務報告の枠組みにおけるナラティブな情報に焦点をあてることによって、その基礎にある基本的な問題を浮き彫りにしている点で、他とは異なる統合報告をめぐる問題へのアプローチの特徴がある。その意味で、財務報告の範囲と境界をめぐる論点の検討は決して終着点ではなく、本稿がその基調において構想する「統合財務報告制度」の形成の在り方を考察するための理論的・制度的基礎を明らかにすることにその趣旨がある。

言うまでもなく、環境報告書またはCSR報告書等の財務諸表とは別個の独立した報告書の意義や必要性を否定するものではない。だが、本稿の焦点は、あくまでもこれらとは区別された財務報告の領域にあり、財務諸表から外延的に拡大する財務報告の枠組みを想定して、ナラティブな情報を含む財務報告の内包と外延を (新しい皮袋の必要性も視野に入れて) 検討する必要性を現代の会計学の課題として提起している。

財務報告の範囲を決めること、そしてその枠組みのなかで構成部分の「練引き」を行うことは重要な会計学上の課題であろう。このような財務報告の範囲と境界をめぐる問題は、各国の会計基準設定主体が取り組むべき課題、そしてその責任の範囲等によって経路依存的に規定される。

本稿は、意思決定-有用性アプローチに基づく無批判な公的開示領域の拡大を主張するものではなく、財務報告の枠組みにおける際限のない財務諸表外情報の拡大を肯定するものでもない。むしろ、理論的枠組みが不明確なままでの個別開示事項の一般的な意義に照らした各論の展開こそ問題であると考ええる。

以下、本稿では、第一に、統合報告をめぐる最近の動向を概観するとともに、特に、統合報告書の作成に係る基本原則および構成要素自体を検討するよりも、そこでは伝統的報告モデルはどのように描かれているのか、また統合報告の制度化の視点からどのような経路が想定されているのかを論点として議論を行う。第二に、筆者が構想する「統合財務報告制度」の形成において財務諸表およびナラティブな情報の開示はどのような関係として捉えられるかをその類型化を通じて検討することにより、あらためて「統合」の意味について考察したい。

財務報告=財務諸表の報告という先入観は、いま注目され始めた統合報告の議論が財務報告の埒外にある問題であると捉えて、その展開の胎動がすでに財務報告制度の現在にあるという事実を見落すことにも繋がるであろう。

前述のように、統合報告をめぐる議論は、各法域 (jurisdiction) において財務報告の範囲やその構成要素を規定する開示制度の在り方によって経路依存的に影響を受ける。すなわち統合報告の形成過程は、極端な次世代報告モデルへの急進的な転換とはならないと考えられる。すなわち、企業報告の全体の枠組みの形成において、ナラティブな情報たる経営者による説明 (management commentary, 以下、MC という)³⁾、ガバナンス・

報酬情報、環境・社会関連情報および財務情報の各報告サイロ（reporting silo）が統合しうるまで相互の連係関係が明確になったものが、統合報告としてその上部構造を新たに形成することになると考えられる。その際、財務諸表および非財務報告書は独自の役割をもって存続し続けるであろう。

本稿は、ナラティブな情報の開示を起点として「統合財務報告制度」の形成をめぐる課題に接近する。

2. 伝統的報告モデルと統合報告モデルの対立

例えば、HSBC Holdings の 1998 年度と 2008 年度の年次報告書（Annual Report and Accounts）を比較してみると、2008 年度には総頁数は約 4 倍の 472 頁に及び、なかでも財務諸表の約 2 倍の増加に対して、その他の報告（非財務情報を含む財務諸表外情報）は約 6 倍に増加している⁴⁾。

このような財務諸表外情報に係る開示の著しい増加を捉えて、いわゆる財務情報と非財務情報の開示を包括した適用可能な報告モデル—統合報告モデル—の形成の必要性が国際的に提起され始めたことは周知のとおりである。

最近では、2011 年 11 月に国際会計基準審議会（IASB）がアジェンダ・コンサルテーションを公表し⁵⁾、国際財務報告基準（IFRS）と、統合報告—すなわち、企業の戦略やその財務業績および非財務業績に関する全体的で統合された報告—の相互関係の探求を含む財務報告の将来像について、IASB の見解をさらに発展させるために、財務報告の戦略的な論点に取り組むことを表明している。

IASB のアジェンダ・コンサルテーションに明示された統合報告については、2011 年 9 月に国際統合報告委員会（IIRC）が公表した討議文書『統合報告に向けて—21 世紀における価値の伝達—』⁶⁾（以下、討議文書という）が注目される。

討議文書において、統合報告は、「組織が事業

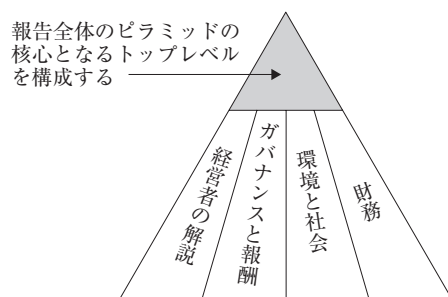
を行う商業上、社会上および環境上のコンテキストを反映しつつ、組織の戦略、ガバナンス、業績および見通しに関する重要な情報をまとめる」とされ、将来的に企業の主たる報告手段となることが想定されている。

統合報告が提唱される背景として、①グローバル化、②金融、ガバナンス、その他の危機に対応する国際的な政策対応、③企業の透明性と説明責任への期待の高まり、④現在および将来の資源の枯渇、⑤人口増加、⑥環境問題等が挙げられており、企業の過去・現在の業績および将来の対応力を評価するために必要となる情報は、現在の企業報告モデルよりも範囲が広がるとの認識を示している。

統合報告は、現在それぞれ独立している財務情報、MC、ガバナンスと報酬および持続可能性報告における非財務情報の最も重要な要素をまとめて全体に結合する。すなわち、統合報告の枠組みは図 1 のように描くことができるが、その重要な側面は、相互の結合性を示すこと、そして短期、中期および長期で価値を創造し、維持するために、それらの組織能力にどのように影響を与えるかを説明する点にある⁷⁾。

討議文書は、国際的に適用しうる統合報告の枠組みを形成することを意図する。その際、討議文書は、統合報告書の作成の基礎となる以下の基本原則を示している。

図 1. 統合報告の枠組み



出所) 安井肇「21世紀の企業報告のあり方を問う『統合報告書』構想」『金融財政事情』第62巻・第43号、2011年11月号、35頁。

表1. 伝統的報告モデルと統合報告モデルの比較

統合報告はどのように異なるか	
思考	独立 > 統合
	<p>伝統的報告は、独立したサイロのなかで形成されてきたため、そのような個別的な思考が奨励されている。他方で、統合報告は、統合的思考—非常に複雑な価値創造プロセスを監視、管理、伝達すること、および長期にわたりのように成功に貢献するか—を反映し、また、支持している。統合報告は、統合的思考が組織内でどの程度形成されているかを明らかにする。</p>
受託責任	財務的資本 > すべての形態の資本
	<p>統合報告書では、財務的資本だけでなく、その他の「資本」（製造、人的、知的、自然および社会資本）にも係る組織の受託責任、各資本の相互関係、および各資本がどのように成功に貢献するかが示される。このような広範な視点に基づき、組織の資源利用や、バリューチェーン全体におけるリスクと機会について考慮することが求められることになる。</p>
焦点	過去指向、財務的 > 過去指向と将来指向、連系的、戦略的
	<p>現在の年次報告は、主として、過去の財務業績と財務的リスクに焦点をあてている。その他の報告書やコミュニケーションにおいては、財務以外の資源と関係が対象となることもあるが、多くの場合、関係がとれた形では開示されることはなく、組織の戦略目標および将来価値を創造・維持する能力に関連づけて報告されることも稀である。</p>
時間軸	短期的 > 短期的、中期的および長期的
	<p>メディアおよび規制当局は、グローバルな金融危機に対応して、その主な発生原因として「短期主義」に焦点をあてた。短期主義的な考察は、多くの場合に重要であるが、かかる考察を文脈の中でとらえることも不可欠である。統合報告は、明確に、短期的、中期的および長期的視点を考察を織り込むものである。</p>
信頼	狭い開示範囲 > より高い透明性
	<p>財務報告は、主として狭い一連の強制的開示に焦点をあてている。例えば、任意の持続可能性報告等を通じて、多くの組織がその透明性を改善しつつあるが、絶対数で見れば、その数はまだ少ない。統合報告は、例えば透明性を強調することによって、より広い範囲の課題を対象とし、良い面とともに悪い面を開示することによって、信頼の構築を支援する。</p>
適応性	規則による制約 > 個々の状況に対応
	<p>今日の報告は、多くの場合、組織自身が判断する範囲を縮小しており、あまりにコンプライアンスを指向し過ぎていると言われる。一定レベルのコンプライアンス重視は、首尾一貫性と比較可能性を確保するために必要であるが、統合報告は、特定の産業部門や組織にとって重要となる要因に焦点を当てた、原則主義的アプローチを提供する。それにより、組織は、明瞭かつ理解可能な言葉で、その固有の状況を開示しうる。</p>

簡潔性	長文かつ複雑 > 簡潔かつ重要 長文かつ複雑な報告書は、多くの読書にとって理解困難なことが多い。統合報告の主な目的は、報告書が簡潔で最も重要な情報だけを対象とすることができるように、主要な報告書から不必要な情報を除去することにある。
情報技術の利用	紙媒体 > 情報技術の利用 インターネットとXBRLという重要な技術革新が導入されているにも関わらず、多くの企業報告書は、依然として紙媒体によって表示されている。統合報告は、主要報告書における情報とリンクさせ、適当な場合、さらに詳細な情報はオンラインでアクセスする新技術を活用する。

出所) IIRC, *Towards Integrated Reporting*, 2011, p.9. 日本公認会計士協会の仮訳を参照のうえ、一部修正。

- ①戦略的焦点
- ②情報の結合性
- ③将来指向
- ④反応性とステークホルダーの包含性
- ⑤簡潔性、信頼性および重要性

また、統合報告の構成要素は概略以下のとおりであり、各構成要素の結びつきが明らかにされるべきであるとされる。

- ①組織概要およびビジネス・モデル
- ②リスクと機会を含む事業活動の状況
- ③戦略目標ならびに当該目標を達成するための戦略
- ④ガバナンスおよび報酬
- ⑤業績
- ⑥将来の見通し

将来的に討議文書が明示するような統合報告が企業の主たる報告手段となる可能性を否定しないまでも、現時点では次のような論点が生き彫りとなるであろう。

ひとつは、このような統合報告—新報告モデル—の未来を語る前提として、そもそもこれと対峙される現在の財務報告モデル—伝統的報告モデル—にはいかなる不足や限界があると考えられているのかという点である。

また、もうひとつは、統合報告の制度化の経路をどのように想定すればよいのかという点にある。

討議文書は、表1のように伝統的報告モデルと

統合報告モデルを比較対照する。伝統的報告モデルが、財務的な資本の受託責任に基づき、その焦点は過去指向かつ財務的側面を中心として、短期的な時間軸であること、さらに開示の範囲が限定されることから相対的に信頼性に欠け、規則による制約が強いこと、複雑で簡潔性に欠けること等が、統合報告のもつ長所と対照的に位置づけられており、その論調は伝統的報告に対し一貫して批判的である。

だが、このような二分法は新旧報告モデルの特徴を端的に説明するには一定の意義があり、明快である一方で、問題もある。すなわち、財務報告制度の実際は、どちらか両極にあるわけではなく、いわばその範囲内にあるという方が適切であろう。統合報告の提案自体がこのような二分法を越えることを強調しているが、伝統的報告モデルの不足や限界が十分に検討されないならば、統合報告における「統合」の意味を不明確なものにしてしまうであろう。とりわけ、伝統的報告モデルの不足ないし限界を補足し、補完するための統合報告モデルの提案において、財務諸表の位置づけが必ずしも明確に説明されていないことは、それ自体大きな課題であることを指摘しなければならない⁸⁾。

また、もうひとつの論点として、統合報告の制度化を視野に入れるのであれば、各法域における財務報告制度とどのように統合報告が融合しうるのか、その青写真が必要となると考えられる。

この点について、討議文書も無関心ではなく、以下のような統合報告に至る代替的経路を例示している。

- ①持続可能性報告書とMCの結合
- ②年次報告書に追加された簡潔かつ独立した報告書の作成
- ③組織内部における統合報告の採用

このような代替的経路の例示が示唆するところは、統合報告の制度化は必ずしも自明ではなく、むしろ現在各法域における財務報告の制度的枠組みを無視することはできないということであろう。すなわち、統合報告を論じる場合には、財務諸表の位置づけとともに、ナラティブな情報の開示媒体たるMCの在り方が、その「注記化」と「統合報告化」というふたつの方向で問われることになると考えられる。

以下では、本稿が冒頭で述べた制度化の構想が、統合報告ではなく、「統合財務報告制度」である理由を併せて説明し、統合報告について考える場合のMCの位置づけおよび財務諸表との関係を類型化したい。

3. 「統合財務報告制度」の焦点

3.1 統合報告を論じるための視点

本稿は、統合報告の未来を軽々に論じる前に、現在の財務報告制度が財務諸表および注記に加えて、MCのようなナラティブな情報を明示的に財務報告の枠組みに組み込み始めことに注目し、現在の財務報告制度のなかに統合報告を論じる際の基本的な問題がすでに顕在化しているとの認識を述べた。すなわち、財務諸表とナラティブな情報が財務報告の目的および財務報告情報としての質的特性に係る概念フレームワークを共有しうるとの理解のもとで、その相互補足・相互補完関係が英米それぞれに形成されてきた事実を捉え、ここに「統合財務報告制度」の形成を考える場合の議論の基礎があると考えて、財務報告の概念的枠

みおよび財務報告の体系をめぐる追加的な研究の課題を提起している。

すでに指摘したように、財務諸表と一体となって財務報告の目的を果たすナラティブな情報の開示が注目されるひとつの理由として、近年の企業報告ないし統合報告モデルの形成をめぐる議論を挙げる必要がある。

すなわち、伝統的な財務報告を批判して、新たな企業報告モデルがこれまで提案されてきたが、これらの多くは財務報告の枠組みから除外された①非財務情報、②将来指向情報および③株主・投資者とは異なるその他の利害関係者の情報ニーズ、を重視する⁹⁾。この点について、ナラティブな情報は、意思決定・有用性アプローチを積極的に展開する当該報告モデルを、現行制度の枠組みにおいて実現するための有力な手段であると考えられている。

統合報告をめぐる議論のなかで、財務報告の範囲や境界をめぐる問題が提起されていることについてナラティブな情報の開示の観点から接近するならば、以下の諸点を現在の到達点として指摘しうる¹⁰⁾。

- ①現代の財務報告は、財務諸表を報告するというよりも広い意味内容をもつに至っている。このことは、財務諸表を補足し、補完するナラティブな情報の必要性の高まりを背景とする。だが、財務報告の範囲や境界について、各国における認識は異なっている。こうした問題を捉えて、その変容の意味を考えることも会計学にとって課題のひとつとなった。
- ②ナラティブ報告は、財務諸表との関係のなかでそれ自体、補足機能から補完機能へと開示領域を拡大しており—すなわち、会計方針の選択・変更を含む財務諸表の分析・解説を中心とした財務諸表の補足から、投資意思決定に係る有用性の観点から、先行業績指標としての非財務情報やプロフォーマ情報とも称される非GAAP測度の開示等の財務諸表の補完機能への重点移行—、しかも補完機能の意

味内容も変容している。このことが公的開示にも影響を与えて、会計規制の外延的拡大に繋がっている。

- ③ナラティブな情報の開示が、専門的知識をもたない情報利用者に対する財務諸表の解説機能を果たすという原初的なイメージは必ずしも妥当しなくなってきた。このことは、機関投資家のようないわば特権の情報利用者が私的開示 (private disclosure) において入手してきた情報の公的開示化を促進するような開示規制の展開や、ますます複雑化する注記との境界が曖昧になってきたことを捉える必要がある。
- ④ナラティブな情報の必要性が認められたことにより、その信頼性をいかに確保すべきかが新たな問題として提起されている。このことは、監査の観点から、ナラティブな情報の保証水準をめぐる議論にとどまらず、その信頼性を確保するための企業組織における当該情報の作成プロセスの在り方およびこれを確保するための制度的な仕組み—ガバナンスの態勢—を理解することが重要である。

本稿は、意思決定・有用性アプローチに基づく無批判な公的開示領域の拡大を主張することを是としない。むしろ、これらのナラティブな情報の開示領域の曖昧さ—「ゴミ箱化」の可能性—を指摘する必要がある。開示情報一般の意義にのみ着目して、際限のない財務諸表外情報の拡大の肯定を導いてしまうような、明確な概念フレームワークが存在しないなかでの各論の展開こそ問題であると考えている。

ナラティブな情報は、財務報告の枠組みにおける重要な構成要素である。かかる観点から、企業報告モデルを取り上げて検討する場合、財務諸表とナラティブな情報の相互補足・相互補完関係を等閑視したまま議論を広げることによって、財務諸表の在り方が不明確なうちに会計の視点が欠落した「財務情報および非財務情報統合論」に結果

する可能性があることにも注意する必要がある。

統合報告を論じる際に、指摘しておくべきひとつの重要な論点は、「財務情報」および「非財務情報」の用語の意味内容に係る定義が必ずしも明確化されていないことにある。例えば、IASBのMCに係る実務意見書 (practical statement) においても、CSR報告書、環境報告書あるいは持続可能性報告書およびこれに包含される社会・環境・ガバナンス (SEG) 情報のような典型的な非財務情報の諸側面をMCにおいていかに位置づけるかという点については、投資意思決定に係るリスク情報として包含される可能性を示唆するにとどまり、必ずしも明示されていない点は重要である。

従前の財務報告から、財務諸表の役割ないし限界をふまえた連係報告 (connected reporting) あるいは統合報告へのグローバルな展開を求める最近の議論は、財務報告の目的に基づいて、ナラティブな情報が財務諸表に従属して、その補足機能を果たすことにとどまらず、その補完機能を拡充していくなかで概念フレームワークを共有する財務諸表とナラティブな情報を同等の地位にあるものとみなす認識が広がっていることと無関係ではないであろう。

しかし、あらためて指摘しておきたいことは、連係報告あるいは統合報告をめぐる議論¹¹⁾は各法域において財務報告の範囲やその構成要素の配置によって規定されるMC開示の在り方によって影響を受けることになると考えられる点である。したがってその制度化に至る展開は、実際には各法域における開示制度を所与として、おそらく漸進的であることが予想される。

その際、ナラティブな情報の開示の場として財務報告の枠組みに組み込まれたMCの位置づけを明確にしたうえで、財務報告と非財務報告の連係ないし統合の方法を検討することが不可欠となると考えられる。

3.2 「統合財務報告制度」とナラティブな情報の位置づけをめぐって

関係報告あるいは統合報告をめぐる最近の議論ならびにその国際的な動向は、財務報告の境界に係る追加的な課題を提起することになるが、当該論点を想定しうる形成過程に照らして類型化するならば、図2から図5への展開として示すことができるであろう。

すなわち、図2は、財務報告を財務諸表本体と注記の報告とみなすものであり、しかも会計基準設定問題としても、想定する利用者層の相違から、環境報告書やCSR報告書のような非財務報告はその守備範囲ではなく、財務報告から独立して財務報告の枠外にあっても特に問題にはならない。したがって、ここでの財務報告と、その位置づけが明確でないMCおよび非財務報告の関係は、全く意識されていないことを示している。

これに対して、図3は、IASBが実務意見書の公表を通じて明示した財務報告の枠組みである。あくまでも財務報告の中核に財務諸表があり、注記に加えてこれを補足し、また補完する開示の場

としてMCが位置づけられている。その意味で、図2における捉え方はもはや現代の財務報告において過去のものになったというべきであろう。

だが、財務報告書から独立したCSR報告書や環境報告書あるいは持続可能性報告書等の非財務報告は引き続き財務報告の枠外に位置づけられ、財務報告との関係は依然として明らかではない。したがって、今般の関係報告あるいは統合報告のひとつの展開の方向は、その範囲は必ずしも同じではないにしても、財務諸表本体、注記およびMCをおよそ財務報告の構成要素とするとの理解が今日に至る到達点であるならば、図4に示されるように、あくまでも財務報告としてのMCに、非財務報告において開示されているKPIや非GAAP測度、あるいはSEG情報等の非財務情報が、どのような論理で、どこまで組み込まれるのかを明らかにしなければならないであろう。

また、図5は、財務報告と非財務報告の統合の在り方は、その統合の過程で財務諸表が文字通り統合されて存在しなくなるという意味での発展的な解消を意味するのではないことを明示してい

図2. 狭義の財務報告観—財務諸表の報告—

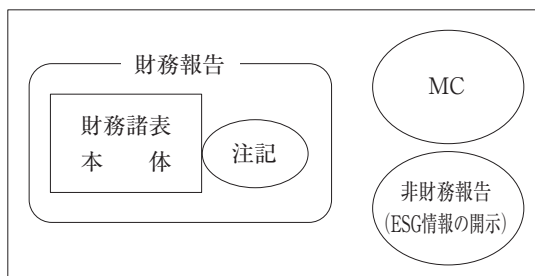


図4. MCの拡張による非財務報告（一部）の財務報告化

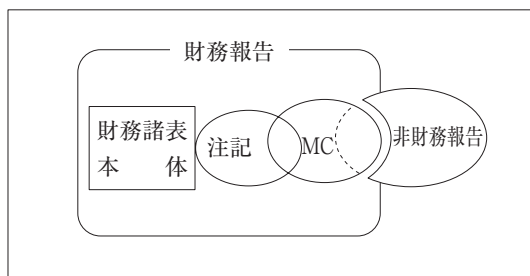


図3. MCを組み入れた財務報告観—曖昧な非財務報告との補完関係—

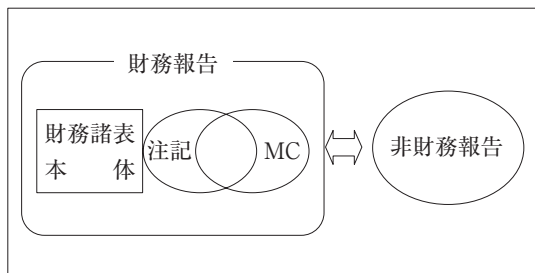
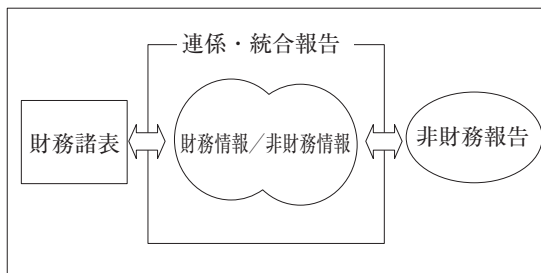


図5. 関係・統合報告の制度化の一形態



る。財務諸表と非財務情報を一体化することが統合報告であるというのであれば、監査対象たる財務諸表と現状では非監査対象たる非財務情報が混同されることにもなりかねない。

あくまでも財務諸表と非財務報告書は独自に存在し続けるとともに、相互補足・相互補完関係が明確になった財務情報（財務諸表本体および注記から抜粋された情報）と非財務情報（非財務報告から抜粋された情報）を統合した連係ないし統合報告が一つのフォーマットを新たに形成することを示している。換言すれば、企業報告の全体の枠組みの形成において、MC、ガバナンス・報酬関連情報、SEE情報および財務情報の各報告サイロが統合しうるまでに相互の連係関係が明確になった場合に、統合報告としてその上部構造が新たに形成されることになると考えられる。

いずれにしても、財務諸表を明確に位置づけて、ナラティブな情報の開示の場たるMCの範囲をいかに設定するかが「統合財務報告制度」の形成の鍵となるであろう。

4. おわりに

あらためて指摘するまでもなく、今般の統合報告の提唱はその枠組みの形成によって完結するのではなく、財務諸表、統合報告および非財務報告の相互の連係関係が問題になることを見落とすべきではないだろう。

このことは、いずれの展開においても「その他の財務報告」としてのMCの在り方が問われること、そしてMCの在り方はあくまでも財務諸表との連係において規定されることを絶えず考慮すべきことを含意している。

このような財務報告から連係ないし統合報告への展開を考える時、図5の段階ではMCの在り方が大きく変容し、新たな報告フォーマットに吸収されることも考えられる¹²⁾。MCが「注記化」するのではなく、「統合報告化」することになれば、もはやIASBがMCの開示基準ないし指針の

設定に係る主導的役割を担うに相応しい国際組織であるかどうかは明確ではないことを指摘しておく必要がある。

本稿が今後の検討課題として構想する「統合財務報告制度」は、財務情報と非財務情報の統合のためのフォーマットを形成するという意味ではなく、相互補足・相互補完関係が明確になった財務諸表、統合報告および非財務報告の総体の制度化を意味する¹³⁾。

すなわち、本稿は、MCの表示に係る意見書の公表の次の段階として、将来的に予想される新たな財務報告の枠組みの再編成をめぐる議論から目を逸らすことも、財務報告の漸進的な展開を無視して極端な次世代企業報告モデルを構想することのいずれの立場にも立つものではない。連係ないし統合報告が財務諸表の限界を指摘するだけでなく、財務諸表をどのように位置づけ、あるいは吸収しようとしているのかを明確にしない限り、財務情報と非財務情報の概念上の区別が現時点では曖昧であるだけに、財務報告の枠組みの側から非財務報告情報に接近することは困難である。これを理論的・制度的にいかに克服するのが「統合財務報告制度」の形成にとって重要な課題となる。

(日本大学経済学部教授)

注

- 1) 以下では、ナラティブとは、「自分の経験や出来事を解釈したり、誰かに説明したりしようと試みる陳述」のことであり、ナラティブに筋立て（複数の出来事の関係性）が加わったものが「ストーリー」であると説明している。野口裕二「ナラティブとは何か」『Diamond Harvard Business Review』2010年3月、1頁。
- 2) 最近の論考として、以下を参照。古賀智敏「企業情報開示の新たな展開—財務情報と非財務情報の統合化の可能性と課題—」『税経通信』第66巻・第14号2011年12月号、17-24頁。ここでは、価値関連性に係る実証的アプローチではなく、「情

報作成者の視点に立って、開示すべき対象の本質的属性や取引の仕組み(内部原理)を反映し、対象の認識から測定・開示の在り方を会計処理のフローに即して究明するメカニカル・アプローチが適用されている。例えば、公正価値測定のボラティリティは、企業の持続的発展可能性という長期的な観点からCSRや知的資産、リスク情報等の非財務情報によって補完されるとされる。

- 3) 以下を参照。古庄 修「IASB実務意見書『経営者による説明』の到達点」『企業会計』第63巻・第4号、2011年4月、129-137頁。財務報告の枠組みにおけるナラティブな情報という場合、米国等の「経営者による討議と分析」(MD&A)、英国等の「営業・財務概況」(OFR)のような財務諸表外情報を意味するが、本稿ではこれらを総称する場合、国際会計基準審議会(IASB)の用語法に従い、以下MCと略称する。
- 4) ICAEW, *Development in New Reporting Models*, 2009, p.36.
- 5) IASB, *Agenda Consultation 2011*, 2011. 以下を参照。秋葉賢一「IASBにおける将来のプロジェクトー共通理解の下での基準開発をー」『経営財務』第3028号、2011年8月、28-31頁。
- 6) IIRC, *Discussion Paper, Towards Integrated Reporting : Communicating Value in the 21st Century*, 2011.
IIRCは、Mervin King教授を議長として、IASBのほか、証券監督者国際機構(IOSCO)、国際連合(UN)、世界銀行等の国際組織、企業、投資者、NGO、会計事務所および会計士団体の代表者等から構成される。本討議文書については、日本公認会計士協会から仮訳が公表されており、コメントの募集期間は2011年12月14日までとされた。
- 7) 討議文書によれば、統合報告の中心はビジネス・モデルである。ビジネスモデルをめぐる議論につ

いては、以下を参照。古庄 修「ビジネス・モデルの開示を基礎とする統合的財務報告制度の形成」『会計』第178巻・第4号、2010年10月、15-29頁。今福愛志「財務報告におけるビジネスモデル・アプローチの有効性」『会計』第179巻・第6号、2011年6月、1-11頁。

- 8) 新たな企業報告モデルが伝統的報告モデルを批判して非財務情報の重要性を強調する一方で、財務諸表自体の議論が欠落してしまう傾向にあることについては、以下を参照。ICAEW, *op.cit.*, p.37.
- 9) 以下を参照。ICAEW, *New Reporting Model for Business*, 2003. 但し、以下で指摘されているように、伝統的報告に対する批判と新たな企業報告モデルの提唱との間に必然的な関係はない。米山正樹「財務報告基準への展望」『会計』第181巻・第1号、2012年1月、46-59頁。
- 10) 以下を参照。古庄 修「財務報告の範囲と境界に関する問題提起」『経済系』(関東学院大学)第231集、2007年4月、9-23頁。
- 11) 例えば、以下を参照。倍 和博「社会的責任投資をめぐる連係財務報告への展開」『会計』第179巻・第2号、2011年2月、83-95頁。秋葉賢一「統合報告に関する最近の議論—IIRCによるディスカッション・ペーパーの公表—」『経済財務』第3036号、2011年10月、28-31頁。
- 12) この段階では、MCと注記の境界をめぐる「MCの注記化」または「MCの統合報告化」が同時に問題となるであろう。
- 13) この場合、制度化の検討においては、「強制的自発的開示」の制度設計を考慮すべきである。以下を参照。伊藤邦雄「財務報告の変革と企業価値評価」『企業会計』第63巻・第12号、2011年12月、48-57頁。